

慶弔規程

堺弓道協会

1、昇格祝

- ・ 範士、教士及び錬士に昇格された場合は、祝射会を行うと共に、祝金と花を贈呈する。

(祝射会の内容については、都度理事会にて決定する)

祝金 10,000円

花 1人当たり 5,000円相当

2、昇段祝

- ・ 七段以上に昇段された場合は、祝射会を行うと共に、祝金と花を贈呈する。

(祝射会の内容については、都度理事会にて決定する)

祝金 10,000円

花 1人当たり 5,000円相当

3、激励金

- ・ 全日本選手権、全日本遠的選手権、国民体育大会、都市間交流スポーツ大会、全国健康福祉大会の代表選手に選出された方々に5,000円/個人の激励金を贈る。
- ・ 大阪総合体育大会の出場チームに5,000円/チームの激励金を贈る。

4、次の事項については、知り得た情報により対応する。

① 結婚

- ・ 会員が結婚された場合は、祝電(3,000～5,000円)にてお祝いをする。

② 弔意

- ・ 会員本人の場合は、香典10,000円と弔電(3,000円～5,000円)を贈る。

- ・ 会員の配偶者・老親等(父母・子)の場合は、弔電(3,000円～5,000円)を送る。

*会員の場合は道場内掲示にて告知する。配偶者・老親等の場合は幹事まで連絡する。

*府連幹部及び他のクラブ幹部等の訃報の知り得た情報については、幹事まで連絡する。

*弔問については各自の判断とする。

注) 上記①及び②の場合 いずれも掲示をする。

5、追悼射会

- ・ 現・元会長については、追悼射会を行う。

(内容については、都度理事会にて決定する)

6、適用範囲

- ・ この規程は、正会員に適用する。

但し、1の昇格及び2の昇段については、三年以上当協会に在籍している正会員に適用する。

7、施行

- ・ この規程は、平成23年4月17日より施行する。